



グループホームなごみの郷 可部

認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

グループホームなごみの郷可部（以下「事業者」という。）は、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供するに当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。又、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業主体概要

事業主体の名称	社会福祉法人 正仁会
事業主体の所在地	広島県広島市安佐北区落合南町196番1
法人種別	社会福祉法人
設立年月日	平成12年8月1日（社会福祉法第32条による）
代表者の氏名	理事長 二宮正則
電話番号	(082) 841-1331
事業主体法人グループ理念	医療と介護の切れ目のない連携を第一に考え、 地域社会に安心を提供し続けます。

(2) 事業所の概要

事業所名	グループホームなごみの郷 可部
収容人員	2ユニット（18名）
介護保険事業所番号	3490100975（平成30年2月1日）
所在地	広島市安佐北区可部三丁目9番21号
施設管理者	松林 克典
グループホーム管理者	廣森 靖司
電話番号	(082) 819-0505
FAX番号	(082) 815-6666
サービスを提供する地域	広島市安佐北区



(3)事業所の従業者体制

職 掌	業務内容	常 勤	非常勤	合 計
管理者	業務及び従業者の管理	1		1
1 階 (名)				
計画作成担当者 (介護支援専門員)	介護計画の作成	1		1
介護従事者	利用者の介護	7	2	9
2 階 (名)				
介護従事者	利用者の介護	7	1	8

※計画作成者のうち、1人は介護支援専門員を配置しています。

(4) 介護職員の配置

夜間及び深夜の時間帯以外 (8:30～20:30)	各ユニットに常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上配置
夜間及び深夜の時間帯 (20:30～8:30)	各ユニットに夜勤職員を1名配置

(5) 入居定員 18名

(6) 設備の概要

交 通 の 便	勝木 又は 桐陽台方面行き 上市バス停より 徒歩5分
敷地概要(権利関係)	総敷地面積／1, 264.12㎡ 総床面積／741.60㎡
建物概要(権利関係)	鉄骨造2階建て 1階床面積／370.80㎡ 2階床面積／370.80㎡
居室の概要	1階 2階 各9室
共用施設の概要	ホール・デイルーム・食堂・キッチン・風呂・脱衣室・トイレ(4箇所)
防災設備	スプリンクラー設備、消火器、自動火災報知機、防火扉、誘導灯
避難訓練等の概要	6ヶ月に一度の避難誘導訓練・年2回の防災訓練実施
損害賠償責任保険	あいおいニッセイ同和損害保険

○居室は、原則個室(定員1名)とし、ベッド・照明器具・カーテン等を備品として備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

○食堂は、利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・食器類などの備品類を備えています。

○その他の設備として、デイルーム、キッチン、浴室等の設備を設けています。

3. サービスの内容及び利用料金

(1) サービスの内容

介護保険給付サービス	包括的に提供され、下表の要介護度別に応じて定められた金額が自己負担となります。	
	食事の介助	利用者の身体状況に配慮した栄養バランスとバラエティに富んだ食事を提供します。
	排泄の介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうとともに、排泄の自立を目指し、適切な援助を行っていきます。おむつをご利用の方に対しては、随時交換を行います。
	入浴、清拭の介助	入浴日は週2回以上で設定させていただきます。原則として全員入浴して戴きますが、医療的な都合上、入浴日にも関わらず入浴できない方は、清拭をいたします。
	着替え等の介助	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。個人としての尊厳に配慮し適切な整容が行われる様援助します。シーツ交換は随時実施します。(原則として週1回以上)
	機能訓練	日常的な生活動作訓練を随時 実施します。
	健康管理	日頃より協力医療機関と連携を密に図り、心身の異常に対し早期発見、早期治療を心掛け、速やかな対応に留意します。利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来るだけ配慮いたします。
	相談及び援助	事業者は、利用者及びその家族代表者からいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
介護保険給付外サービス	居室の提供	全室個室 で洋室です。(希望に応じて和室に対応します。)
	食事の提供	旬のもの、新鮮な食材等を取り入れ栄養バランスを考慮します。
	おむつの提供	利用者の身体状況やご希望に応じて提供します。実費負担となります。
	理美容	
	レクリエーション 行事	季節毎の行事計画にそってレクリエーションを企画します。施設外レクリエーションについては実費となります。
	水光熱費等	水道・電気・ガスの光熱費等をご負担していただきます。
	預り金出納管理 及び代行費	預り金(お小遣い、見舞金等)の出納帳を個人別に作成し、管理します。又、郵便物受払いや日用品の買出し代行業務を行います。 なお、短期利用共同生活介護の利用者は本サービスを利用出来ません。
	個人消耗品費用	実費精算で自己負担となります。



(2) 利用料金

① 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）

（5級地：10,45円/30日）

介護区分	単位/日	月額（円）		
		1割	2割	3割
要支援2	749	23,482	46,963	70,444
要介護1	753	23,607	47,214	70,820
要介護2	788	24,704	49,408	74,112
要介護3	812	25,457	50,913	76,369
要介護4	828	25,958	51,916	77,874
要介護5	845	26,491	52,982	79,473

《加 算》

- ・介護保険給付の初期加算として入居後30日間は30単位/日が加算されます。
- ・医療連携体制加算（Ⅰ）は、37単位/日加算されます。
- ・夜間支援体制加算（Ⅱ）は、1日25単位が加算されます。
- ・認知症専門ケア加算Ⅰは、3単位/日が加算されます。
- ・サービス提供体制強化加算
 - ①（Ⅰ）は、22単位/日が加算されます。
 - ②（Ⅱ）は、18単位/日が加算されます。
 - ③（Ⅲ）は、6単位/日が加算されます。
- ・入院時費用加算は、入院後、1月に6日を限度として246単位/日が加算されます。
- ・生活機能向上連携加算Ⅱは、200単位/月が加算されます。
- ・口腔衛生管理体制加算は、30単位/月が加算されます。
- ・栄養管理体制加算は、30単位/月が加算されます。
- ・科学的介護推進加算は、40単位/月が加算されます。
- ・協力医療機関連携加算は、100単位/月が加算されます。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰは、10単位/月が加算されます。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱは、5単位/月が加算されます。
- ・認知症チームケア推進加算Ⅱは、120単位/月が加算されます。
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱは、10単位/月が加算されます。
- ・退居時情報提供加算は、250単位/1回（利用者1人につき）
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰは、所定単位数の合計に186/1,000を乗じます。
- ・看取り介護加算

1日	72単位	（死亡日45前～31日前）
1日	144単位	（死亡日30前～4日前）
1日	680単位	（死亡日前々日、前日）
1日1,	280単位	（死亡日）



② 短期利用共同生活介護費（Ⅱ）

（５級地：10.45円）

介護区分	単位／日	日 額（円）		
		１割	２割	３割
要支援２	７７７	８１２	１，６２４	２，４３６
要介護１	７８１	８１７	１，６３３	２，４４９
要介護２	８１７	８５４	１，７０８	２，５６２
要介護３	８４１	８７９	１，７５８	２，６３７
要介護４	８５８	８９７	１，７９４	２，６９０
要介護５	８７４	９１４	１，８２７	２，７４０

加 算

- ・医療連携体制加算Ⅰは、１日３７単位が加算されます。
- ・サービス提供体制強化加算
 - ①（Ⅰ）は、１日２２単位が加算されます。
 - ②（Ⅱ）は、１日１８単位が加算されます。
 - ③（Ⅲ）は、１日６単位が加算されます。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰは、１０単位／月が加算されます。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱは、５単位／月が加算されます。
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱは、１０単位／月が加算されます。
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰは、所定単位数の合計に186/1,000を乗じます。

③介護保険給付外

項 目	月 額	日 額
居 室 料	45,000 円	1,500 円
食 材 料 費	45,000 円	1,500 円
	（１日当り：朝食 320 円 ・ 昼食 540 円 ・ 夕食 640 円）	
水光熱費等	18,000 円	600 円
預り金出納管理及び代行費	3,000 円	
おむつ代 ・ 理美容代	実 費	

※経管栄養等１食あたりの算定が困難な場合については日額１，５００円とします。

※短期利用共同生活介護の利用者は、預り金出納管理及び代行のサービスの利用はできません。



社会福祉法人正仁会

4. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応を依頼します。

(1) 協力医療機関

① 二宮内科

- ・住所 広島市安佐北区可部五丁目14番16号
- ・診療科目 内科、循環器科、消化器科、放射線科、麻酔科

② 岡野皮膚科クリニック

- ・住所 広島市安佐北区可部五丁目14番16号
- ・診療科目 皮膚科

③ 岡本眼科

- ・住所 広島市安佐北区可部五丁目14番16号
- ・診療科目 眼科

④ こころの健康クリニック可部

- ・住所 広島市安佐北区可部四丁目14番16号
- ・診療科目 心療内科、精神科

(2) 協力歯科医療機関

- ・名称 うつのみや歯科
- ・住所 広島市安佐北区亀山二丁目6番18号
- ・診療科目 歯科

5. サービス利用に当たっての留意事項

来 訪	時間の制限や制約はありません。ただし、早朝や夜の遅い時間帯は、部外者の侵入等からの安全管理のため、1階正面入口を施錠しますので、電話等で連絡をお願いいたします。
外出・外泊	外泊・外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を従業者に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用によって破損等が生じた場合には弁償していただくことがあります。
医療機関	協力医療機関の医師の指示に基づき、他機関への受診を促すことがあります。
喫 煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲 酒	医師等に禁止されている方はご遠慮願います。
迷惑行為等	雑音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持金・現金等の管理	利用者の意向に基づいて、別紙預り書を作成し、必要な管理を行います。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。



6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族代表者、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又は家族代表者の秘密を保守します。

又、雇用契約書は、従業者の退職後、これらの秘密を保守すべき旨の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者の教育を行います。

11. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 虐待の防止を啓発及び普及するための従業員に対する研修の実施
- ⑤ その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び家族代表者へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 苦情相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

利用相談室 窓口担当者：廣森 靖司（管理者）

利用時間：月～土曜日 8時30分～17時30分

利用方法 電話 082-819-0505

（2）公的機関において苦情申し出ができます。

① 広島市介護保険ほっとライン

電話番号：082-504-2652

受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日、8月6日、年末年始を除く）

② 広島県国民健康保険団体連合会介護保険課

電話番号：082-554-0783

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

14. 損害賠償について

事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり
実施した直近の年月日	令和6年1月11日
実施した評価機関の名称	広島県シルバーサービス振興会
評価結果の開示状況	ホームページ

16. サービス利用にあたっての留意事項

- ①事業所内の設備や器械は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ② 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ③従業者等に対する贈り物等をご遠慮下さい。
- ④利用者及び家族との信頼関係をもとに、安心、安全な環境で質の高いサービスを提供できるように以下の例のような行為は禁止させていただきます。

＜サービス従業者への禁止行為例＞

○暴力又は乱暴な言動

- ・物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する、誹謗中傷 など

○セクシュアルハラスメント

- ・従業者の身体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる
- ・性的な内容の発言（性的事実関係を尋ねる内容）、性的な嫌がらせ行為 など

○モラルハラスメント（道徳的に問題となる言動、態度）

- ・従業者の容姿や身体的なことを軽蔑する言動や態度



- ・従業者に対しての嫌味や侮辱するような言動や態度
- ・故意に無視したり、無理な仕事、要望を押し付けたりする行為 など

○カスタマーハラスメント

- ・正当な理由なく解雇を求める
- ・理不尽な苦情、執拗な指摘、対面や電話等による従業者の執拗な時間拘束 など

○その他行為

- ・従業者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為
- ・従業者が恐怖を感じる行為 など

17. 急性期における医師や医療機関との連携体制

- ① 利用者に、体調の急変などが発生した場合には、協力医機関又は訪問看護ステーションの対応により、速やかに適切な処置を行います。又、協力医療機関による月2回以上の往診と週1回の訪問看護対応を継続的に行うことにより、利用者の身体状況を常に把握し、体調管理を行います。

なお、当事業所は協力医療機関や訪問看護ステーションと24時間の連絡体制を整備しています。

- ② 利用者が体調の急変などにより、入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる状態になったときには、速やかに家族代表者に連絡し、意向を伺ったうえで、協力医療機関の医師により可能と判断された場合において、事業所内で協力医療機関の医師、又は医師の指示による訪問看護の対応により、医療処置を行います。

- ③ 入院期間中における居住費及び食費等の取り扱い

入院期間中の食費は日割りの請求とし、家賃、水光熱費については月額での請求といたします。

- ・家賃 定額の請求（45,000 円／月）
- ・水光熱費 定額の請求（18,000 円／月）
- ・食費 提供分の請求（1,500 円／日）

18. 重度化した場合の対応及び看取りについて

(1) 看取りに関する考え方

- ① 看取り介護とは、終末期の状態に利用者に対して、その身体的・精神的苦痛をできる限り緩和し、死に至るまでの期間、可能な範囲において利用者が安心して生活を継続することができることを目的として援助することであり、利用者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護サービスを提供することです。
- ② 協力医療機関の医師が利用者を終末期の状態であると診断し、かつ、事業所での看取りの対応が可能な状態と判断したとき、利用者、家族代表者が事業所での看取りを希望された場合に、医師・訪問看護の協力のもと看取り介護の対応を行います。

(2) 看取りの意思確認の方法

① 入居時の意思確認

事業者は、入居時に、終末期に至った場合の看取り介護について説明を行い、希望の意思を確認いたします。

② 終末期の意思確認

事業者は、利用者が終末期の状態となった場合に、従業者並びに医師、又は訪問看護から、家族代表者と理解可能な状態であれば利用者に、状態と今後の対応について説明を行い、事業所における看取り介護の希望の意思を再確認いたします。看取り介護開始後、利用者の状態の変化があったその都度、家族代表者に連絡し、従業者並びに医師又は訪問看護から説明を行い、事業所における看取り介護の継続の意思の確認を行います。

指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防共同生活介護サービスの開始に当たり、契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

所在地 広島県広島市安佐北区可部三丁目9番21号

事業所名 グループホームなごみの郷 可部

【指定番号】3490100975(平成30年2月1日)

説明者 ㊟

指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス、短期利用共同生活介護サービスの開始に当たり、契約者は本書面に基づいて上記事業者から契約書及び本書面に基づいて重要な事項について説明を受け、サービス提供開始に同意しました。

本契約と重要事項説明を証するため、本書2通を作成し、事業者、契約者の記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

<契約者>

<利用者> (住所) _____
(氏名) _____ ㊟

<家族代表者> (住所) _____
(氏名) _____ ㊟
(電話番号) _____

<事業者> (事業所所在地) 〒731-0221

広島市安佐北区可部三丁目9番21号

(法人名) 社会福祉法人 正仁会

(事業所名) グループホームなごみの郷 可部

(施設開設者) 施設長 松林克典 ㊟

(電話番号) (082) 819-0505



社会福祉法人正仁会